

改正

平成19年3月30日規則第12号

平成20年3月31日規則第5号

平成21年3月31日規則第5号

平成30年3月22日規則第5号

令和2年1月31日規則第3号

令和2年3月31日規則第16号

五戸町指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、五戸町指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成17年五戸町条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募の方法)

第2条 町長又は教育委員会（以下「町長等」という。）は、条例第3条に規定する指定管理者の公募においては、五戸町掲示板又は広報紙若しくはホームページへの掲載等、必要な措置を講じなければならない。

(申請資格)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、一般競争入札等の参加を制限されている者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第11項の規定により取消しを受けたことがある者
- (5) 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
- (6) 国税及び地方税を滞納している者

2 その他申請資格に関して必要な事項は、町長等が別に定める。

(申請)

第4条 条例第3条の規定による公募に応じて指定の申請をしようとする団体は、指定に係る公の施設の名称並びに団体の名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長等に提出しなければならない。

- (1) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (2) 非法人にあっては、団体の代表者の身分証明書
- (3) 団体の定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類
- (4) 申込資格に関する申立書（様式第2号）
- (5) 国税及び地方税の納税証明書（募集要綱の配布開始日以降に交付されたもの。）又は納税義務がない旨及びその理由を記載した書類
- (6) 当該公の施設の管理に関する事業計画書（様式第3号）
- (7) 管理に係る収支予算書（様式第4号）
- (8) 受託事業実績概要書（様式第5号）
- (9) 職員配置計画書（様式第6号）
- (10) 団体の経営の状況を示す書類
- (11) その他町長等が必要と認める書類

(指定)

第5条 町長等は、指定管理者を指定したときは、指定管理者指定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(協定)

第6条 指定管理者の指定を受けた団体は、次に掲げる事項を記載した公の施設の管理に関する協定を町長等と締結しなければならない。

- (1) 指定期間
  - (2) 事業計画
  - (3) 利用料金
  - (4) 事業報告
  - (5) 町が支払うべき管理費用
  - (6) 指定取消し及び管理業務の停止
  - (7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護
  - (8) その他町長等が別に定める事項
- (変更事項の届出)

第7条 第4条の規定により提出した書類に変更を生じたときは、速やかに町長等に変更事項を記載した書類を提出しなければならない。

(事業報告)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、町長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定により指定を取消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施及び利用の状況
- (2) 利用に係る料金の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の支出状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして町長等が別に定める事項

(指定の取消し等)

第9条 法第244条の2第11項に規定する指定管理者の指定の取消し又は業務の停止は、指定管理者指定取消書(様式第8号)又は指定管理者業務(全部・一部)停止命令書(様式第9号)によるものとする。

(事故報告)

第10条 指定管理者は、当該管理する公の施設に関し又は当該公の施設の利用者に係る事故が発生したときは、直ちに必要な措置をするとともに、その概要を町長等に報告しなければならない。

(選定委員会)

第11条 指定管理者の候補者の選定を公平かつ適正に行うため、五戸町公の施設における指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。

2 町長等は、条例第4条及び第5条に規定する指定管理者の候補者の選定に当たっては、選定委員会の意見を聞くものとする。

(選定委員会の組織)

第12条 選定委員会は、副町長、教育長、総務課長、総合政策課長財政課長、福祉課長、住民課長及び農林課長をもって組織する。

2 選定委員会に委員長を置き、副町長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、教育長が職務を代理する。

(会議)

第13条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(審議)

第14条 選定委員会は、五戸町の公の施設における指定管理者に応募した者について審議し、町長等に意見を述べるものとする。

(関係職員の出席)

第15条 選定委員会の委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(処務)

第16条 選定委員会の処務は、総務課において処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第12号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第5号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第5号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月22日規則第5号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年1月31日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第16号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。